

育成就労外国人の受入れに関して JAIM賛助会員が必要な手続等について

2026年7月30日(木)・8月5日(水)

工業製品製造業分野における育成就労手続案内セミナー 配布資料

はじめに

- 2026年1月の閣議決定及び2026年5月の経済産業省告示公布により、工業製品製造業分野で育成就労外国人を受け入れる事業所は、経済産業大臣が登録する「育成就労外国人受入事業実施法人」への加入が義務づけられました。
- 2026年6月30日、JAIMは当該育成就労外国人受入事業実施法人として登録を受けました。
- これらに伴い、工業製品製造業分野で育成就労外国人を受け入れる事業所は、JAIMへご入会いただくことが必須となります。また、育成就労外国人のみを受け入れる事業所向けの会員資格として「育成就労会員」を新設しました。
- 既にJAIM賛助会員となっている事業所で、将来を含めて育成就労外国人の受入れ予定がある場合、8月3日(月)以降、JAIMマイページから「育成就労外国人 受入事業所手続」を行っていただく必要があります。
- 本セミナーでは、次の内容についてご説明いたします。
 - JAIMの会員区分(賛助会員／育成就労会員の違い)
 - JAIM賛助会員向け「育成就労外国人 受入事業所手続」の内容

JAIMの会員区分について

賛助会員と育成就労会員の対比表

		賛助会員 ※1	育成就労会員
①特定技能外国人・育成就労外国人の受入れ	特定技能外国人受入れ	受入れ可能	受入れ不可
	育成就労外国人受入れ	受入れ可能	受入れ可能
②名簿	掲載先名簿 (2026年8月以降、 手続状況による)	・工業製品製造業分野 特定技能外国人 受入可能事業所名簿(全ての賛助会員)	—
		・工業製品製造業分野 育成就労外国人 受入可能事業所名簿(申請した賛助会員)	・工業製品製造業分野 育成就労外国人 受入可能事業所名簿(全ての育成就労会員)
③年会費	年会費額	60,000円～83,000円	6,000円(ただし2026年度は徴収なし)
	中小企業割引・団体割引	あり	なし
	年度途中の入会	入会月によって月割	一律(月割はない)
④サービス利用	相談窓口	利用可能	利用可能
	賛助会員(事業所)向け サービス	利用可能	利用不可
	賛助会員の事業所で働く 外国人向けサービス ※2	利用可能	利用不可
⑤生産性向上の取組 (賃上げ実績報告)	取組報告義務	報告必要 ※3	報告不要

※1: 育成就労外国人のみの受入れ事業所でも、賛助会員としての入会は可能。

※2: 対象は特定技能外国人及び育成就労外国人を想定。

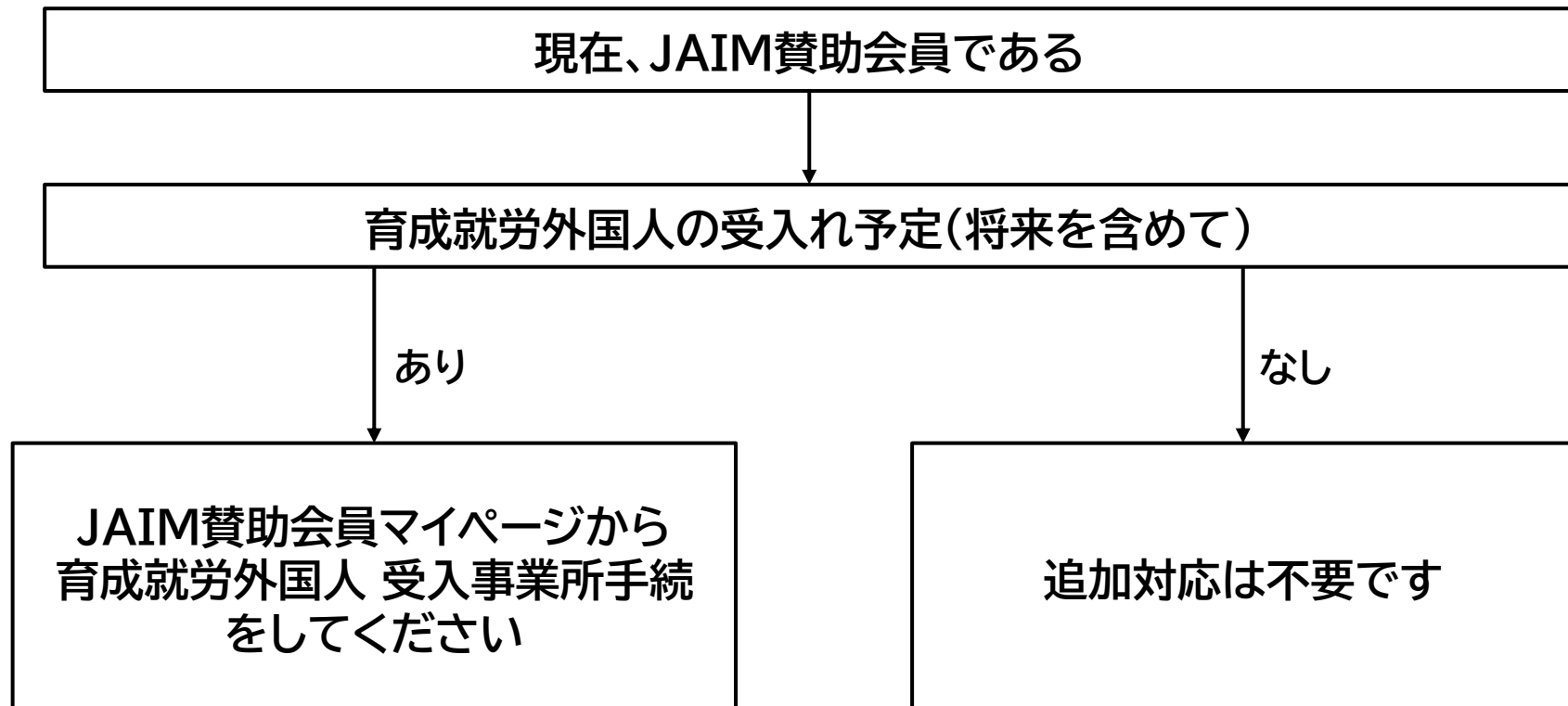
※3: ただし特定技能外国人を雇用していない事業所は報告不要。

JAIM賛助会員向け「育成就労外国人 受入事業所手続」の内容

1. 「育成就労外国人 受入事業所手続」要否の確認

- 貴事業所の予定・意向に則り、以下のいずれに該当するか確認してください。
- 本年8月3日(月)以降、随時、育成就労制度の活用に向けた手続を行うことは可能です(ただし、一部の産業分類においては追加書類の提出が必要となり、審査に時間を要することがあります)。

確認用フローチャート



2. 「育成就労外国人 受入事業所手続」の概要

受付開始日	2026年8月3日(月)
手続方法	賛助会員の会員マイページから手続を行っていただきます。
賛助会員年会費	今般の手続にかかる費用等は発生しません。 (引き続き、賛助会員年会費の支払いが必要です(毎年1-2月頃))
完了までの目安	2週間程度 ※ ただし、一部の産業分類では上乗せ要件が課されます(P.12参照)。 上乗せ要件が課される産業分類の事業所は、追加資料の提出が必要なため、上記よりも完了までの期間が長くなる場合があります(申請内容や申請書類の状況による)。

※ 上記の育成就労に係る手続を行っても、会員資格は「賛助会員」資格が維持されます。

3.「育成就労外国人 受入事業所手続」の流れ（1/5）

【注意事項】

『育成就労外国人 受入事業所手続』を行う際は、その他の登録情報（法人情報等）の変更は行わないようにしてください。

※ その他の登録情報を変更希望の方は、マイページ内の「登録情報変更」ボタンから変更手続を行ってください。ただし、『育成就労外国人 受入事業所手続』と同時に受付できませんので御留意ください。

1. [JAIMマイページ](#)へログインし、**育成就労外国人 受入事業所手続** ボタンを押してください。

次に手続に関する案内が表示されますので、内容を確認のうえ **育成就労制度を申請** ボタンを押して申請画面へ進んでください。

育成就労外国人 受入事業所手続

賛助会員のうち、令和9年4月1日以降、育成就労外国人の受入れを希望する事業所は以下のボタンから手続をしてください。

※ 賛助会員は本手続を行うことで、工業製品製造業分野において育成就労外国人の受入可能な事業所となります。

※ 会員区分に関する説明は[こちら](#)を参照してください。

[手続マニュアル](#) や [手続動画](#) もご確認ください。

①

育成就労外国人 受入事業所手続

次のページで、活用する制度を尋ねます。

- 次のページの「活用する制度」にて、「育成就労制度」にチェックを入れ、ページ下部の「次へ」ボタンを押して進んでください。
※ 「特定技能制度」はすでに選択された状態になっていますので変えないでください
- 「活用する制度」以外の貴事業所の登録情報の変更申請はこのボタンからはできません。
育成就労外国人の受入事業所手続が完了した後に、改めてマイページから変更申請をしてください。
- なお、申請にあたり、工業製品製造業共通[行動規範](#)をご確認ください。下記の「育成就労制度を申請」ボタンから申請することで、特定技能外国人及び育成就労外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた工業製品製造業共通行動規範を遵守することを誓約したものとみなします。

②

育成就労制度を申請

3.「育成就労外国人 受入事業所手続」の流れ（2/5）

2. 申請画面① 制度選択・法人情報入力ページ

冒頭の「活用する制度」欄で、「**育成就労制度**」へチェック☑を入れてください。

チェックを入れたらそのまま画面最下部までスクロールし、『次へ』を押してください。

※「**特定技能制度**」については、予めチェックが入った状態になっています。こちらは**チェックを外さない**ようお願いいたします。

万が一「特定技能制度」のチェックを外した場合、会員区分が育成就労会員に切り替わり、『工業製品製造業分野 特定技能外国人受入可能事業所名簿』から削除される可能性があります。

The screenshot shows the application screen with the following elements and annotations:

- Progress Bar:** 1 制度選択・法人情報入力 (highlighted), 2 特定産業分野情報・登録支援機関情報入力, 3 賛助会員／育成就労会員情報・誓約書情報入力, 4 年会費等の確認, 5 年会費等振替情報入力, 6 入力情報確認, 7 送信完了.
- Environment Note:** ① 環境依存文字に関するご注意.
- 活用する制度 (Systems to be used):**
 - ☒ 特定技能制度 (Annotated with: 【注意】「特定技能制度」のチェックは外さないでください)
 - ☒ 育成就労制度 (Annotated with: ① 「育成就労制度」にチェックを入れてください)
- Navigation:** ② そのまま画面最下部までスクロールし、『次へ』を押してください. 申請画面②は自動的にスキップされ、申請画面③へ進みます. 【注意】「活用する制度」以外の欄は変更しないでください.
- Buttons:** ◀ 戻る, 次へ ▶ (highlighted).

3.「育成就労外国人 受入事業所手続」の流れ（3/5）

3. 申請画面③ 賛助会員／育成就労会員情報・誓約書情報入力ページ 以下について、それぞれ確認してください。

- 各種規程類
- 外国人育成就労機構への情報提供の同意

各種規程類は、**最後まで読み終わると、口にチェック✓を入れられるようになります。**
全ての確認が完了したら『次へ』を押してください。



賛助会員入退会規程 添付

下記の規程を最後までご確認のうえ、チェックボックスにチェックを

（改廃）
第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則
この規程は、令和8年6月18日から適用する。

改定履歴

版数	発行年月日	改定内容
1	令和7年6月18日	初版

賛助会員入退会規程 添付

☒ 賛助会員入会手続にあたり、賛助会員入退会規程を確認しました

① 最後までスクロールして
内容を確認してください

外国人育成就労機構への情報提供の同意

☒ 育成就労の受け入れにあたり、本申請内容を外国人育成就労機構へ情報提供することに同意します。

戻る

次へ

② 全ての内容を確認し、
それぞれにチェック
を入れてください

③ 全ての確認が完了したら『次へ』を
押してください
申請画面④⑤は自動的にスキップ
され、申請画面⑥へ進みます

3.「育成就労外国人 受入事業所手続」の流れ（4/5）

4. 申請画面⑥ 入力情報確認ページ

申請内容を確認し、問題なければ最下部の「申請」ボタンを押してください。

① 「活用する制度」に
・特定技能制度
・育成就労制度
の両方が記載されていることを御確認ください

② 画面最下部までスクロールし、『申請する』を押してください

1 制度選択・法人情報入力 ▶ 2 特定産業分野情報・登録支援機関情報入力 ▶ 3 賛助会員／育成就労会員情報・誓約書情報入力 ▶

4 年会費等の確認 ▶ 5 年会費等振替情報入力 ▶ 6 入力情報確認 ▶ 7 送信完了

申請内容の確認

・ 申請内容に1つでも誤りがあると、再申請が必要となります。提出の際にはよくご確認ください。

印刷する

活用する制度

活用する制度

- 特定技能制度
- 育成就労制度

戻る ▶ 申請する ▶

申請するボタンは一度だけクリックしてください。

3.「育成就労外国人 受入事業所手続」の流れ（5/5）

5. これで手続完了です。

事務局での申請内容確認・承認まで、2週間ほど要します。
確認が完了しましたら登録のメールアドレスへ連絡しますので、それまでお待ちください。

1 制度選択・法人情報入力 ▶ 2 特定産業分野情報・登録支援機関情報入力 ▶ 3 賛助会員／育成就労会員情報・誓約書情報入力 ▶

4 年会費等の確認 ▶ 5 年会費等振替情報入力 ▶ 6 入力情報確認 ▶ 7 送信完了

申請を受け付けました

ご登録いただいたメールアドレスに申請内容を送信しました。
10分程度待ってもメールが届かない場合は、迷惑メールフォルダなどを御確認の上、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）運営事務局（jimukyoku-jaim@jaim-skill.or.jp）までお知らせください。

なお、以下のいずれかの産業分類に該当する事業所が育成就労制度を活用する場合、事務局にて申請内容を確認後、追加書類提出等に関する対応依頼のメールを送信します。
当該メールへ必要書類の添付等を行い、返信してください。

- 19 - ゴム製品製造業
- 2465 - 金属熱処理業
- 3299 - 他に分類されないその他の製造業（RPF製造業及び人体保護具製造業に限る。）

6. 事務局での確認が完了すると、 「工業製品製造業分野 育成就労外国人受入可能事業所名簿」へ掲載されます。 JAIMポータルサイトの[名簿掲載ページ](#)から御確認ください。

育成就労制度において上乗せ要件が課される産業分類

現在JAIMに登録している産業分類が下記いずれかに該当する事業所は、
育成就労制度の利用にあたって上乗せ要件が課され、追加書類の提出が必要になる場合があります。次頁を必ず確認してください。

- 19-ゴム製品製造業
- 2465-金属熱処理業
- 3299-他に分類されないその他の製造業(RPF製造業に限る。)

4. 育成就労制度において上乘せ要件が課される産業分類

以下のいずれかの産業分類に該当する事業所が育成就労制度を活用する場合は、**上乘せ要件が課され、追加書類の提出等が必要になります。**

- 19-ゴム製品製造業
- 2465-金属熱処理業
- 3299-他に分類されないその他の製造業(RPF製造業に限る。)

ただし、上記の産業分類に該当する事業所であっても、**育成就労外国人に従事させる業務や主たる技能の設定により、上乘せ要件が課されない場合があります。**

詳細は[こちら](#)を御参照ください。

実施事項

1. [こちら](#)のページを確認のうえ、必要書類を準備してお待ちください。
2. 貴事業所からの申請内容を確認後、事務局から追加書類提出等に関する対応依頼のメールを送信します。
当該メールへ必要書類の添付等を行い、返信してください。
3. 事務局で書類内容を確認し、不備等がなければ手続完了です。
確認完了後、約1～2週間で「育成就労外国人受入可能事業所名簿」へ掲載されます。
なお、提出書類の不備や追加の依頼事項がある場合は、事務局より再度連絡いたします。

5. よくある御質問(FAQ)のご案内

JAIMポータルサイトでは、相談窓口によく寄せられるよくあるご質問(FAQ)を掲載しています。
ご不明な点がある場合はまずこちらのFAQをご確認ください。

よくあるご質問

ホーム > よくあるご質問

相談窓口によく寄せられるご質問について、検索することができます。
ご不明点に対応するご質問が掲載されている場合がありますので、ぜひご利用ください。

① 育成就労外国人の受入れに関するFAQのお知らせ

育成就労外国人の受入れに関するFAQについては、7月下旬以降、順次更新を行います。
恐れ入りますが、今しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

検索

よく検索される
キーワード

よく検索される
キーワード

検索

キーワード検索

■ 複数の単語を検索する場合は、単語間に半角スペースを入れてください。

すべてのご質問を下記のPDFにまとめています。

製造業における特定技能外国人受入れに関するFAQ 883KB

一般社団法人工業製品製造技能人材機構(JAIM)に関するFAQ 653KB

年会費支払手続に関するよくある御質問 555KB

入会手続に関するよくある御質問 1.2MB

キーワードを入力して検索することができます。

テーマ別のFAQをPDFでもご確認できます。

- ・製造業における特定技能外国人受入れに関するFAQ
- ・一般社団法人工業製品製造技能人材機構(JAIM)に関するFAQ
- ・年会費支払手続に関するよくある御質問
- ・入会手続に関するよくある御質問

6. お問い合わせ先

一般社団法人工業製品製造技能人材機構(JAIM) 相談窓口

- 電話番号 0120-777-544
- 対応日時 10時00分～17時30分(土日・祝日・年末年始を除く)
- メールアドレス seizou_soudanmadoguchi@jaim-skill.or.jp

メールでお問合せの際には、必ず以下の項目・内容を御記載ください。

【件名】育成就労外国人受入事業所手続に関する問合せ

【本文】

- ① 申請番号
- ② 企業名
- ③ 住所
- ④ 電話番号
- ⑤ 氏名(ふりがな)
- ⑥ 問合せ内容